

## **(32) 交通関係事業の取扱いについて**

(様式1)

# 事務事業現況調査総括表

## (32) 交通関係事業

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
1	コミュニティバスの運行	×		×			A	
2	コミュニティ福祉号の運行	×	×		×	×	B	
3	行政連絡船の運航	×	×		×	×	B	
4	乗合自動車乗車料助成	×	×		×	×	C	
5	桜島町交通事業（フェリー）事業主体	×	×		×	×	B	
6	桜島町交通事業（フェリー）料金制度等（優待航送券及び優待乗船券の発行）	×	×		×	×	C	
7	自動車航送料助成	×	×		×	×	C	
8	自家用自動車通勤費助成	×	×		×	×	C	
9	自動車運送事業事業主体		×		×	×	B	
10	自動車運送事業バス路線等（路線バス）		×		×	×	B	
11	自動車運送事業バス路線等（定期観光バス）		×		×	×	B	
12	自動車運送事業バス路線等（貸切バス）		×		×	×	B	
13	自動車運送事業料金制度等（路線バスの普通料金）		×		×	×	A	
14	自動車運送事業料金制度等（路線バスの定期券・回数券）		×		×	×	B	
15	自動車運送事業料金制度等（定期観光バス）		×		×	×	B	
16	自動車運送事業料金制度等（貸切バス）		×		×	×	B	
17	自動車運送事業料金制度等（路線バスの無料乗車券の発行）	×	×		×	×	C	
18								
19								
20								

## 企画専門部会（番号1～8）・交通専門部会（番号9～17）

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針（案）の区分を表示。（A：現行どおり、B：一元化、C：廃止）

(注3) 経過欄には調整方針（案）で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

## 行政制度等の調整方針(案)

(32) 交通関係事業

企画専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
1 コミュニティバスの運行	該当なし。	吉田町町内巡回バス <ul style="list-style-type: none"> <li>・開始：平成14年9月</li> <li>・目的：交通弱者対策、住民サービスの向上</li> <li>・内容：3コース(各コース週2日) 4便/日/コース、24便/週 100円/1回</li> <li>・対象：制限なし</li> <li>・14年度利用者数：2,820人</li> <li>・14年度決算：3,488千円(7ヶ月分)</li> </ul>	該当なし。
2 コミュニティ福祉号の運行	該当なし。	該当なし。	桜島町コミュニティ福祉号 <ul style="list-style-type: none"> <li>・開始：平成3年9月</li> <li>・目的：古河良地区の高齢者等の交通の利便性</li> <li>・内容：1コース(毎日運行) 12便/日、84便/週 無料</li> <li>・対象：高齢者、障害者、幼児</li> <li>・14年度利用者数：3,285人</li> <li>・14年度決算：1,760千円</li> </ul>
3 行政連絡船の運航	該当なし。	該当なし。	桜島町営行政連絡船 <ul style="list-style-type: none"> <li>・開始：昭和57年4月</li> <li>・目的：新島住民の交通利便、町行政(行政連絡事務)の円滑な遂行</li> <li>・内容：月～水、金、土の運航 2往復/日(7、15時) 町民は無料、町民以外の者は 大人105円・小人53円(片道)</li> <li>・14年度利用者数：888人</li> <li>・14年度決算：1,788千円</li> </ul>

(様式2) その2

(32) 交通関係事業

企画専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>松元町町内循環バス 「ひゃくえんバス」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開始：平成13年7月</li> <li>・目的：交通弱者対策、町施設利用の増進</li> <li>・内容：2コース（各コース週3日） 4便/日/コース、24便/週 100円/1回</li> <li>・対象：制限なし</li> <li>・14年度利用者数：17,520人</li> <li>・14年度決算：6,048千円</li> </ul>	<p>郡山町巡回バス 「元気バス」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開始：平成12年7月</li> <li>・目的：交通手段確保、温泉施設の利用促進</li> <li>・内容：6コース（各コース週2日） 2～4便/日/コース、40便/週 100円/1回</li> <li>・対象：制限なし</li> <li>・14年度利用者数：9,773人</li> <li>・14年度決算：7,423千円</li> </ul>	<p>各町のコミュニティバスは、地域住民の日常生活における様々な移動を支える交通手段として、不可欠な交通サービスとして定着しており、廃止した場合、路線内の多くの区間で代替手段もないことから、行政サービスが低下することになる。</p>	<p>吉田町、松元町、郡山町のコミュニティバスは、現行どおりとする。 運行サービスは現行どおりとし、合併後は、利用状況を見て、利用ニーズにあった見直しを行う。 利用者負担は、現行どおり（100円）とする。</p>
<p>該当なし。</p>	<p>該当なし。</p>	<p>桜島町コミュニティ福祉号は、古河良地区の高齢者や幼児等の日常生活における移動を支える交通手段として定着しており、廃止した場合、代替手段がないことから、行政サービスが低下することになる。 東白浜～古河良間だけの運行委託では、経費負担の増加が予想される。 利用者負担や対象者の見直しが必要である。</p>	<p>桜島町コミュニティ福祉号は、運行形態の見直しを行い、代替手段により運行を行う。 運行サービスは福祉号と同程度とし、合併後の利用状況を見て、利用ニーズにあった見直しを行う。 利用者負担は、町内を運行するバスの初乗り運賃と同程度とする。ただし、高齢者や障害者については負担軽減を図ることとする。</p>
<p>該当なし。</p>	<p>該当なし。</p>	<p>利用者が少ない。 船舶の老朽化が進んでいる。 利用者負担の見直しが必要である。</p>	<p>現行どおりとし、合併後の利用状況等を見て、見直しを行う。 利用者負担は、有料とする。ただし、高齢者や障害者については負担軽減を図ることとする。</p>

## 行政制度等の調整方針(案)

## (32) 交通関係事業

企画専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
4 乗合自動車乗車料助成	該当なし。	該当なし。	桜島町乗合自動車乗車料助成事業 ・開始：平成14年4月 ・目的：町内地域間の料金の均衡を図り、福祉増進と利便性の促進 ・内容：町営バス回数券(44枚)の購入額から5,200円を超えた額を町が助成(小人2,800円) 1ヶ月 1組まで ・14年度利用件数：540件 ・14年度決算：2,181千円
5 桜島町交通事業(フェリー)事業主体	該当なし。	該当なし。	地方公営企業法の一部(財務規定)を適用した公営企業
6 桜島町交通事業(フェリー)料金制度等(優待航送券及び優待乗船券の発行)	該当なし。	該当なし。	(1)事業上必要があるとき (2)町議会議員及び町議会議員として在職した者 (3)町の特別職(町長、助役、収入役及び教育長)の職として在職した者、及び一般職の職員として永年在職した者 (4)交通事業に関し、特に功労があったと認められる者 (5)その他特別の事由があると認めるとき

(様式2) その2

(32) 交通関係事業

企画専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ。	合併時に廃止する。
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ。	地方公営企業法の規定の全部適用により、運航する。
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ。	合併時に廃止する。

## 行政制度等の調整方針(案)

(32) 交通関係事業

企画専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
7 自動車航送料助成	該当なし。	該当なし。	桜島町自動車航送料助成事業 ・開始：平成12年4月 ・目的：町民の利便性向上、定住促進 ・内容：フェリーの車両回数券(36枚)の1/2の助成 年2回まで ・14年度実績：1,371世帯 ・14年度決算：48,637千円
8 自家用自動車通勤費助成	該当なし。	該当なし。	桜島町自家用自動車通勤費助成事業 ・開始：平成9年4月 ・目的：町民の定住促進、町の活性化 ・内容：フェリーの車両回数券(48枚)から5千円を 控除した額の1/2を助成 年12回まで ・14年度利用者数：44人 ・14年度決算：7,840千円

(様式2) その2

(32) 交通関係事業

企画専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ。 制度の経過を踏まえ、廃止に伴う対応策として、回数券制度の拡充が考えられるが、協議調整が必要である。	合併時に廃止する。 合併時までにフェリー事業者において、割引制度の拡充などを検討する。このことにより、利用者負担が軽減されることになる。
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ。 制度の経過を踏まえ、廃止に伴う対応策として、定期券制度の新設が考えられるが、協議調整が必要である。	合併時に廃止する。 合併時までにフェリー事業者において、割引制度の拡充などを検討する。このことにより、利用者負担が軽減されることになる。



## (32) 交通関係事業

交通専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
9 自動車運送事業事業主体	地方公営企業法に基づく自動車運送事業を実施 (鹿児島市営バス)	該当なし。	地方公営企業法に基づく自動車運送事業を実施 (桜島町営バス)
10 自動車運送事業バス路線等(路線バス)	1 路線数 35路線 (周遊バスを含む) 2 運行本数 平日 1,709本 土・日・祝日 1,407本 3 車両数 181両	該当なし。	1 路線数 4路線 2 運行本数 平日・土 73本 日・祝日 71本 3 車両数 7両
11 自動車運送事業バス路線等(定期観光バス)	1 路線 市内観光(1路線) 2 運行本数 2本/日 3 車両数 2両	該当なし。	1 路線 桜島島内観光(1路線) 2 運行本数 2本/日 3 車両数 2両(貸切共用)
12 自動車運送事業バス路線等(貸切バス)	車両数 4両 (この他、路線バスを使用する場合有り)	該当なし。	車両数 2両(専用) (この他、定期観光バスとの共用2両、路線バスとの共用1両有り。)
13 自動車運送事業料金制度等(路線バスの普通料金)	1 料金制度の形態 特殊区間制と対キロ区間制の併用 2 最低運賃 大人 130円 ・ 小人70円	該当なし。	1 料金制度の形態 対キロ区間制 2 最低運賃 大人 110円 ・ 小人60円

(様式2) その2

(32) 交通関係事業

交通専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ。 事業主体が異なる。	合併時に鹿児島市の自動車運送事業に統合する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ。 路線等が異なる。	桜島町の自動車運送事業(路線バス)の路線数等は、現行のサービス水準を維持することを基本として、合併時に再編する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ。 路線等が異なる。	桜島町の自動車運送事業(定期観光バス)は、合併時に路線及び車両数を再編する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ。 車両数が異なる。	合併時に鹿児島市の自動車運送事業(貸切バス)に統合する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ。 料金制度の形態及び最低運賃が異なる。	現行どおりとする。

## (32) 交通関係事業

交通専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
14 自動車運送事業料金制度等(路線バスの定期券・回数券)	1 通学定期割引 5割 2 通勤定期割引 3割 3 3ヶ月定期割引 5分 (1ヶ月定期の3倍の5分引) 4 利用日限定通勤定期券 5 環境定期券 6 共通回数券 7 買物回数券 など	該当なし。	1 通学定期割引 4割 2 通勤定期割引 3割 3 3ヶ月定期割引 5分 (1ヶ月定期の3倍の5分引) 4 6ヶ月定期割引 1割 (1ヶ月定期の6倍の1割引) (14年度は利用者なし) 5 回数券 など
15 自動車運送事業料金制度等(定期観光バス)	大人 1,520円・付帯料金 980円 小人 760円・付帯料金 540円	該当なし。	大人 1,700円・付帯料金 なし 小人 850円・付帯料金 なし
16 自動車運送事業料金制度等(貸切バス)	1 時間制運賃 大型 12,200円/hなど 2 キロ制運賃 100キロまでの1キロにつき 大型 660円など 3 割引 管理者が必要であると認めるときは、5割以内の割引ができる。	該当なし。	1 時間制運賃 大型 12,200円/hなど 2 キロ制運賃 100キロまでの1キロ 大型660円など 3 割引 町長が必要であると認めるときは、3割以内の割引ができる。
17 自動車運送事業料金制度等(路線バスの無料乗車券の発行)	該当なし。	該当なし。	1 事業上必要があるとき 2 町議会議員及び町議会議員として在職した者 3 町の特別職(町長、助役、収入役及び教育長)の職として在職した者及び一般職の職員として永年在職した者 4 交通事業に関し、特に功労があったと認められる者 5 その他特別の事由があると認めるとき

(様式2) その2

(32) 交通関係事業

交通専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ。 定期券等の種類が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ。 料金が異なる。	桜島町の自動車運送事業(定期観光バス)の 料金は、合併時に路線の再編に合わせて改定 する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ。 割引率が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ。	合併時に廃止する。

## **(33) 女性政策事業の取扱いについて**

(様式1)

# 事務事業現況調査総括表

(33) 女性政策事業

企画専門部会

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
1	男女共同参画推進懇話会		x		x	x	B	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								

- (注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。
- (注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)
- (注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じたこととした場合に 印を表示。

# 行政制度等の調整方針(案)

(33) 女性政策事業

企画専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
1 男女共同参画推進懇話会	男女共同参画に関する施策の推進に資する。 1 委員 20人 2 任期 2年(H15.6.1~17.5.31) 3 15年度予算 764千円	該当なし。	男女共同参画に関する施策の推進に資する。 1 委員 15人 2 任期 2年(H14.4.1~16.3.31) 3 15年度予算 248千円

(様式2) その2

(33) 女性政策事業

企画専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。



**(34) 姉妹都市等、国際・国内交流事業の取扱いについて**

(様式1)

# 事務事業現況調査総括表

(34) 姉妹都市等、国際・国内交流事業

総務専門部会

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
1	国際交流員招致事業		x		x	x	B	
2	青少年の海外派遣等事業						B	
3	兄弟都市等との交流(国内)			x	x	x	A	
4	姉妹・友好都市(海外)	x			x	x	A	
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

## 行政制度等の調整方針(案)

(34) 姉妹都市等、国際・国内交流事業

総務専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
1 国際交流員招致事業	国際交流アドバイザー事業 (財)自治体国際化協会が行う「語学指導等を行う外国青年招致事業」を活用し、国際交流員(CIR)1名を招致	該当なし。	(財)自治体国際化協会が行う「語学指導等を行う外国青年招致事業」を活用し、国際交流員(CIR)1名を招致
2 青少年の海外派遣等事業	青少年の翼事業 1 マイアミ 中学生を8月上旬から約2週間派遣(10人) 2 パース 高校生を8月上旬から約3週間派遣(10人) 3 長沙 高校生を8月中旬から約10日間派遣(10人) 4 ナポリ 高校生(スポーツ交流)約10日間(20人) 鹿児島市国際交流基金 鹿児島市国際交流市民の会の負担金に充当	海外派遣事業(平成15年度新規) 派遣先:マレーシア(平成15年度は北海道に変更) 人員:14人(小学校6年生及び中学生、7校各校2人) 研修期間:7泊8日 基金は該当なし。	1. 青少年国際交流研修生派遣事業 派遣先:リボン市(アメリカカリフォルニア州・友好都市締結) 人員:10人(中学生6人、高校生4人) 研修期間:1か月(夏休み期間) 2. 青少年留学奨励金支給事業 1年以上又は1学年以上の国外留学生(13~25歳)に1,000千円を支給する。 桜島町青少年国際交流基金 青少年国際交流事業及び青少年留学奨励金支給事業に充当
3 兄弟都市等との交流(国内)	兄弟都市(山形県鶴岡市)と5年ごとに記念事業を開催。(昭和44年11月7日兄弟都市盟約) ・平成11年11月 本市にて30周年記念式典を実施。 ・平成6年11月 鶴岡市にて25周年記念式典を実施。 市教育委員会において、中学生の親善使節団の派遣・受入、勤労青年国内研修生の派遣・受入を実施	全国吉田町交流事業 全国の吉田町が産業・教育・文化における相互交流により友好と親善を深め、生活文化の向上を図ることにより、ふるさとを再認識し、将来に向かって活力ある町づくりに資する。	該当なし。

(様式2) その2

(34) 姉妹都市等、国際・国内交流事業

総務専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ実施。	合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。(桜島町の事業は廃止する。)
<p>1. 青少年英国派遣事業 派遣先：サウサンプトン市(イギリス・町出身の偉人の顕彰) 人員：8人(中学生4人、高校生4人) 研修期間：18日</p> <p>2. 一般研修 地域やその他団体においてリーダー的立場にある者や商業や農業の分野において自立経営を志向する者等を国内外に派遣 松元町人材育成海外等派遣研修基金 海外等派遣研修に充当</p>	<p>海外派遣事業 派遣先：マレーシア 人員：6人(中学生4人、大学1人、青年1人) 研修期間：7泊8日 郡山町人材育成基金 海外派遣事業等に充当</p>	派遣先、対象者、期間及び費用負担額が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。(各町の事業は廃止する。)ただし、その事業内容については、合併後見直すものとする。また、桜島町の青少年留学奨励金支給事業は合併時に廃止する。(桜島町青少年国際交流基金、松元町人材育成海外等派遣研修基金及び郡山町人材育成基金は合併時に廃止し、鹿児島市の一般会計に繰り入れる。)
該当なし。	該当なし。	国内交流相手先の有無及び交流内容が異なる。	鹿児島市の兄弟都市との交流は現行どおりとし、吉田町の全国吉田町交流については、合併時までに交流先の意向や地域の実情も踏まえ、交流の内容について協議するものとする。

# 行政制度等の調整方針(案)

(34) 姉妹都市等、国際・国内交流事業

総務専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉田町	桜島町
4 姉妹・友好都市(海外)	1 ナポリ市(昭和35年5月3日姉妹都市盟約) 2 パース市(昭和49年4月23日姉妹都市盟約) 3 長沙市(昭和57年10月30日友好都市締結) 4 マイアミ市(平成2年11月1日姉妹都市盟約)	該当なし。	リボン市(昭和61年10月16日友好都市締結)

(様式2) その2

(34) 姉妹都市等、国際・国内交流事業

総務専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	海外の姉妹・友好都市の有無及び交流内容が異なる。	鹿児島市の姉妹・友好都市は現行どおりとし、桜島町の友好都市については、合併時までに相手方の意向等も踏まえ、その取扱いを決定するものとする。

## **(35) 広聴広報関係事業の取扱いについて**

(様式1)

# 事務事業現況調査総括表

## (35) 広聴広報関係事業

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
1	相談事業						B	
2	市長への手紙		x	x			B	
3	市政出前トーク		x	x	x	x	B	
4	町政説明会	x					C	
5	消費生活に関する相談						B	
6	広報紙「市民のひろば」の発行						B	
7	点字広報紙及び声の広報の発行		x	x			B	
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

## 市民専門部会(番号1~5)・総務専門部会(6~7)

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								

- (注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。  
(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)  
(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じたこととした場合に 印を表示。



## (35) 広聴広報関係事業

市民専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
1 相談事業			
市政相談	市政相談を実施。 (本庁・各支所に広聴主管課を設置) ・市政に関する案内 ・陳情・要望等(文書・来所・電話) の処理	町政に関する相談は各担当課で対応。 (広聴主管課の設置なし)	町政に関する相談は各担当課で対応。 (広聴主管課の設置なし)
一般相談(民事等)	一般相談(民事等)を実施。 ・職員、市民相談員3人で対応。 ・H14実績 7,279件	一般相談：該当なし。	一般相談：該当なし。
法律相談	法律相談を実施。 ・県弁護士会へ委託。 ・H14実績 1,276件	法律相談：該当なし。	法律相談：該当なし。
2 市長への手紙	市政に関する建設的な意見、提言を市民に求め、市政に反映させる。 ・設置箇所 105箇所 ・H14実績 530通 728件	該当なし。	該当なし。
3 市政出前トーク	市民の要請により、職員が市政について説明するとともに、市政に対する意見・提言等を聴取する。H14.5から開始。 ・テーマ数 101テーマ ・H14実績 申込342件 開催301件	該当なし。	該当なし。
4 町政説明会	該当なし。	年度始め、公民館長の委嘱式において、町政に関する資料を事前に提供し、町長による町政説明の後に質問等を受けている。 総務課対応。	各地域、各団体役員に当年度の町政全般について事務事業の説明会を実施、町政への意見を聴く。 【H13参加者】 計34人 公民館長、行政連絡員、婦人会長、老人クラブ、JA桜島支店、西桜島漁協、商工会、社協、文化協会

(様式2) その2

(35) 広聴広報関係事業

市民専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
<p>町政に関する相談は各担当課で対応。 (広聴主管課の設置なし)</p> <p>一般相談：該当なし。</p> <p>法律相談：該当なし。</p>	<p>町政に関する相談は各担当課で対応。 (広聴主管課の設置なし)</p> <p>一般相談：該当なし。</p> <p>法律相談：該当なし。</p>	<p>市政相談：広聴体制を整えているのは鹿児島市のみ。 (4町は各担当課対応)</p> <p>一般相談：鹿児島市のみ。</p> <p>法律相談：鹿児島市のみ。</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度に統合する。</p>
<p>「町政への提言箱」 町政に関する建設的な意見、提言を町民に求め、町政に反映させる。 ・設置箇所 2箇所 ・H12.11～H14.11実績 26件</p>	<p>「町長への手紙」 町政に関する建設的な意見、提言を町民に求め、町政に反映させる。 ・設置箇所 25箇所 ・H14実績 11件</p>	<p>鹿児島市、松元町、郡山町のみ。</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。</p>
<p>該当なし。</p>	<p>該当なし。</p>	<p>事業化は、鹿児島市のみ。</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。</p>
<p>年度始め、公民館長研修会において、資料により説明。 総務課対応。</p>	<p>各公民館長を対象に、定期的に公民館長研修会を開催し、町政についての説明を行い、質問等を受けている。 社会教育課対応。</p>	<p>吉田町、桜島町、松元町、郡山町のみ。</p>	<p>合併時に廃止する。 (市政出前トーク事業で対応)</p>

# 行政制度等の調整方針(案)

(35) 広聴広報関係事業

市民専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
5 消費生活に関する相談	<p>消費生活相談 消費生活相談員5人で対応している。 H14実績 5,564件</p> <p>消費生活法律相談 県弁護士会へ委託 H14実績 131件</p>	<p>消費生活相談 らの相談員(2人)及び県消費生活センターと連携 をとり、対応している。</p> <p>消費生活法律相談 該当なし。</p>	<p>消費生活相談 経済課が窓口となり、県消費生活センターの指導の も対応している。</p> <p>消費生活法律相談 該当なし。</p>

(様式2) その2

(35) 広聴広報関係事業

市民専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
<p>消費生活相談 企 画振興課が窓口となり、県消費生活センターの指導のもと対応している。</p> <p>消費生活法律相談 該当なし。</p>	<p>消費生活相談 企 画振興課が窓口となり、県消費生活センターの指導のもと対応している。(軽微なもののみ町で対応)</p> <p>消費生活法律相談 該当なし。</p>	<p>消費生活相談 従来、各町の相談はほとんど県で受付けているが、今後は主に鹿児島市で処理することになるため、相談件数が増加見込み。 相談件数、出張講座の推移をみて相談員数を検討。</p> <p>消費生活法律相談 : 鹿児島市のみ</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度に統合する。</p>

## 行政制度等の調整方針(案)

(35) 広聴広報関係事業

総務専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
6 広報紙「市民のひろば」の発行	広報紙名：かごしま市民のひろば 内容：市の施策や行事、お知らせなど 発行日：毎月1日 規格等：タブロイド判、12P 各世帯への配布方法：業者に委託	広報紙名：広報よしだ 内容：町の施策や行事、お知らせなど 発行日：毎月第1金曜日 規格等：A4判、記事量により14～22P 各世帯への配布方法：役場から集落囃託員に使用便で届け、集落囃託員が行う。	広報紙名：広報さくらじま 内容：町の施策や行事、お知らせなど 発行日：毎月第2金曜日 規格等：A4判、20P 各世帯への配布方法：役場から行政連絡員に使用便で届け、行政連絡員が行う。
7 点字広報紙及び声の広報の発行	鹿児島市視覚障害者協会に委託している。	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(35) 広聴広報関係事業

総務専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
<p>広報紙名：広報まつもと                      内容：町の施策や行事、お知らせなど                      発行日：1日または15日（年9回発行）                      規格等：A4判、記事量により14～20P                      各世帯への配布方法：役場から自治公民館長に使送便で届け、自治公民館長が行う。</p>	<p>広報紙名：広報こおりやま                      内容：町の施策や行事、お知らせなど                      発行日：毎月25日                      規格等：A4判、記事量により16～20P                      各世帯への配布方法：役場から公民館長に使送便で届け、公民館長が行う。</p>	<p>各市町、それぞれの編集方針に基づき行政情報や地域情報を発信しており、レイアウトやスタイル等が異なる。                      鹿児島市と4町とは配布方法が異なる。</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度に統合する。                      なお、編集にあたっては、地域性に配慮するものとする。</p>
<p>各町で負担金を支出している日置地区障害者社会参加促進事業により、発行している。</p>	<p>各町で負担金を支出している日置地区障害者社会参加促進事業により、発行している。</p>	<p>鹿児島市、松元町及び郡山町のみ。                      鹿児島市と松元町及び郡山町とは、発行元が異なる。</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。</p>

## **(36) 防災・防犯関係事業の取扱いについて**

(様式1)

# 事務事業現況調査総括表

(36) 防災・防犯関係事業

市民専門部会

番号	事務事業名	鹿	児	吉	田	桜	島	松	元	郡	山	区分	経過
1	防災行政無線											A	
2	本岳消防コミュニティー	×	×	×	×			×				A	
3	自主防災組織への補助事業					×		×				B	
4	交通災害共済事業											B	
5	チャイルドシート購入補助事業	×						×		×		C	
6	防犯灯補助事業											B	
7	特設防犯灯設置事業									×		B	
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													

番号	事務事業名	鹿	児	吉	田	桜	島	松	元	郡	山	区分	経過
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
31													
32													
33													
34													
35													
36													
37													
38													
39													
40													

- (注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。
- (注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)
- (注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じたこととした場合に 印を表示。



(36) 防災・防犯関係事業

市民専門部会

項 目	現 況					
	鹿児島市		吉 田 町		桜 島 町	
1 防災行政無線 1.同報系  2.移動系	整備年度	H6,H14	整備年度	H8	整備年度	H7
	屋外拡声子局	50	屋外拡声子局	27	屋外拡声子局	21
	戸別受信機設置数	1,124	戸別受信機設置数	4,200	戸別受信機設置数	1,900
	周波数MHz	68.82	周波数MHz	69.735	周波数MHz	69.18
	メーカー	富士通ゼネラル	メーカー	日立国際電気	メーカー	日本電気
	設置方針	磯・竜ヶ水地区 東桜島地区等 災害危険区域のみ	設置方針	全戸設置	設置方針	全戸設置
	整備年度	S53	整備年度	H9	整備年度	S55
	移動局計	65	移動局計	64	移動局計	27
	周波数MHz	153.73	周波数MHz	466.325	周波数MHz	466.65
	メーカー	富士通ゼネラル	メーカー	日立国際電気	メーカー	松下通信工業
2 本岳消防コミュニティー	該当なし。		該当なし。		該当なし。	

(様式2) その2

(36) 防災・防犯関係事業

市民専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )																																								
松 元 町	郡 山 町																																										
<table border="1"> <tr><td>整備年度</td><td>H6</td></tr> <tr><td>屋外拡声子局</td><td>21</td></tr> <tr><td>戸別受信機設置数</td><td>4,410</td></tr> <tr><td>周波数MHz</td><td>68.52</td></tr> <tr><td>メーカー</td><td>パナソニック</td></tr> <tr><td>設置方針</td><td>全戸設置</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>整備年度</td><td>H4</td></tr> <tr><td>移動局計</td><td>45</td></tr> <tr><td>周波数MHz</td><td>466.21</td></tr> <tr><td>メーカー</td><td>パナソニック</td></tr> </table>	整備年度	H6	屋外拡声子局	21	戸別受信機設置数	4,410	周波数MHz	68.52	メーカー	パナソニック	設置方針	全戸設置	整備年度	H4	移動局計	45	周波数MHz	466.21	メーカー	パナソニック	<table border="1"> <tr><td>整備年度</td><td>S61～62</td></tr> <tr><td>屋外拡声子局</td><td>17</td></tr> <tr><td>戸別受信機設置数</td><td>3,256</td></tr> <tr><td>周波数MHz</td><td>69.12</td></tr> <tr><td>メーカー</td><td>東芝</td></tr> <tr><td>設置方針</td><td>全戸設置</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>整備年度</td><td>S61～62</td></tr> <tr><td>移動局計</td><td>20</td></tr> <tr><td>周波数MHz</td><td>407.25</td></tr> <tr><td>メーカー</td><td>東芝</td></tr> </table>	整備年度	S61～62	屋外拡声子局	17	戸別受信機設置数	3,256	周波数MHz	69.12	メーカー	東芝	設置方針	全戸設置	整備年度	S61～62	移動局計	20	周波数MHz	407.25	メーカー	東芝	<p>同報系戸別受信機の設置方針が、鹿児島市と4町は異なる。</p>	<p>既存の防災行政無線については、合併時に引き継ぎ、運用するものとする。ただし、設置目的等を踏まえ、更新時に見直しを行うこととする。 (既存集落の新築家屋等への設置については、更新時まで現行どおりとする。)</p>
整備年度	H6																																										
屋外拡声子局	21																																										
戸別受信機設置数	4,410																																										
周波数MHz	68.52																																										
メーカー	パナソニック																																										
設置方針	全戸設置																																										
整備年度	H4																																										
移動局計	45																																										
周波数MHz	466.21																																										
メーカー	パナソニック																																										
整備年度	S61～62																																										
屋外拡声子局	17																																										
戸別受信機設置数	3,256																																										
周波数MHz	69.12																																										
メーカー	東芝																																										
設置方針	全戸設置																																										
整備年度	S61～62																																										
移動局計	20																																										
周波数MHz	407.25																																										
メーカー	東芝																																										
該当なし。	<p>設置年度 平成10年度 敷地面積 1,048.79㎡ 建物延床面積 134.21㎡ (集会所部分97.38㎡、 消防車庫36.83㎡) 構造 鉄筋コンクリート造、平屋 設置場所 郡山町嶽2385番地1</p>	郡山町のみ。	郡山町の「本岳消防コミュニティセンター」については、合併時に引き継ぐものとし、管理運営については、合併時までに調整するものとする。																																								

## (36) 防災・防犯関係事業

市民専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
3 自主防災組織への補助事業	資機材整備事業補助金 1団体1回限度額10万円 活動助成金 避難訓練を中心とした訓練 1年度限度額2万円	資機材整備事業補助金 1団体1回限度額10万円	該当なし。
4 交通災害共済事業	鹿児島市交通災害共済制度 会費 1口 600円(2口加入可) 見舞金 死亡130万円 共済期間 会費納入の翌日から1年間	鹿児島県町村交通災害共済制度 会費 1人年間 500円 見舞金 死亡100万円 共済期間 1年間(4/1~3/31)	鹿児島県町村交通災害共済制度 会費 1人年間 500円 見舞金 死亡100万円 共済期間 1年間(4/1~3/31)
5 チャイルドシート購入補助事業	該当なし。	補助対象 6歳未満の幼児 1幼児に対し1回限り 補助金 1幼児につき1万円を限度	補助対象 6歳未満の幼児 1幼児に対し1回限り 補助金 1幼児につき1万円を限度
6 防犯灯補助事業	防犯灯設置費補助(1灯当たり) 新設、取替とも 共架式 9,500円 小柱式 14,300円  防犯灯電気料補助 基準の範囲内で全額補助	防犯灯設置補修補助 新設、補修とも 事業費の1/2  防犯灯電気料補助 支払額の1/2	防犯灯設置費補助(1灯当たり) 新設 10,000円 建替 8,000円 共架式・小柱式の区分なし  防犯灯電気料補助 全額補助

(様式2) その2

(36) 防災・防犯関係事業

市民専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	防災・救急救命訓練 防災訓練 5,000円 救命救急訓練 5,000円 防火水槽の維持管理及び危険箇所の点検 維持管理費 20,000円 防火訓練 初期消火訓練 5,000円 水だし訓練 5,000円 消火器詰替 4,000円×5本=20,000円 初期消火器材購入整備事業 初期消火用器材一式 初期消火器材格納庫	鹿児島市、吉田町、郡山町で実施しているが、その内容が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
鹿児島県町村交通災害共済制度 会費 1人年間 500円 見舞金 死亡100万円 共済期間 1年間(4/1~3/31)	鹿児島県町村交通災害共済制度 会費 1人年間 500円 見舞金 死亡100万円 共済期間 1年間(4/1~3/31)	鹿児島市と4町の交通災害共済制度に違いがある。	合併時に鹿児島市の制度を適用する。
該当なし。	該当なし。	吉田町と桜島町のみで実施。 (鹿児島市、松元町及び郡山町は、交通安全協会等で無償貸与)	合併時に廃止する。
防犯灯設置費補助は行っていない。  防犯灯維持補助金交付事業 町内地域公民館等が維持管理する防犯灯電気料の半額程度を補助する。 1基あたり 1,500円上限	防犯灯設置費補助(1灯当たり) 新設において 共架式 8,000円 小柱式 20,000円  防犯灯電気料補助 支払額の1/3補助	補助内容及び補助基準等が異なるため、調整が必要となる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。

(36) 防災・防犯関係事業

市民専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
7 特設防犯灯設置事業	町内会等と町内会等のはざまにおける防犯灯設置を、町内会等の申請に基づき市で行う。設置後は申請町内会等に譲与する。維持管理については町内会等で行う。	防犯灯補助事業の一部として町で実施している。維持管理については、集落公民館等で行う。	地域内のはざまにおける防犯灯設置を町で行う。維持管理については全て町で行う。

(様式2) その2

(36) 防災・防犯関係事業

市民専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
通勤通学路の防犯灯未設置箇所のうち、地域・自治公民館の要望の強いもので、不特定多数の住民が利用する町道以上のものに町が設置する。維持管理についても全て町が行う。	該当なし。	特設防犯灯設置の基準や「はざま」の取り扱いなどを調整する必要がある。 また、町で所有・管理している桜島町及び松元町の特設防犯灯に関し、合併後の取り扱いについて協議する必要がある。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 設置済みの桜島町及び松元町の特設防犯灯については、合併する年度に関係する自治公民館(自治組織)に譲与するものとする。 合併する年度は現行どおりとする。

## **(37) コミュニティ関係事業の取扱いについて**

(様式1)

# 事務事業現況調査総括表

## (37) コミュニティ関係事業

市民専門部会

番号	事務事業名	鹿	児	吉	田	桜	島	松	元	郡	山	区分	経過
1	町内会・自治公民館等の自治組織											A	
2	行政連絡員制度	x										C	
3	自治組織への運営補助金	x	x									C	
4	町内会広報活動推進事業		x					x				B	
5	いきいき地域社会づくり事業		x	x								B	
6	町内会集会所建築等補助事業					x						B	
7	コミュニティづくりの推進事業											B	
8	集会所(自治公民館)用地の貸付					x				x		B	
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													

番号	事務事業名	鹿	児	吉	田	桜	島	松	元	郡	山	区分	経過
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
31													
32													
33													
34													
35													
36													
37													
38													
39													
40													

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合はx印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じたこととした場合に 印を表示。



## 行政制度等の調整方針(案)

(37) コミュニティ関係事業

市民専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
1 町内会・自治公民館等の自治組織	単位町内会 643 団体 連合町内会 30 団体 町内会連絡協議会 2 団体	自治公民館 56 団体 校区公民館 5 団体	自治公民館 11 団体 うち1公民館(新島)は 条例公民館 公民館連絡協議会 1 団体
2 行政連絡員制度	該当なし。  行政文書の各戸配布は、郵送や業者委託で実施。	・嘱託員(自治公民館長) 56人 ・業務内容 公文書、広報等文書の配布 各種調査、申告書等の取りまとめ 各種行事等の周知伝達 徴収事務(日赤募金等) その他町長において必要と認めた事項	・行政連絡員(自治公民館長等)11人 ・業務内容 公文書、徴税令書等の送達配布 町長、各種委員会からの指示、伝達 各種調査報告等 その他事務処理上必要なこと
3 自治組織への運営補助金	該当なし。	該当なし。	自治公民館連絡協議会運営補助金 ・交付先：自治公民館連絡協議会 ・補助額：933,000円  各地域公民館運営補助金 ・交付先：自治公民館 11館 ・補助額：均等割+世帯割

(様式2) その2

(37) コミュニティ関係事業

市民専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
自治公民館 6 1 団体 地域公民館 1 2 団体 公民館連絡協議会 1 団体	自治公民館 2 0 団体 校区公民館 5 団体 公民館運営連絡協議会 1 団体	鹿児島市は町内会、4町は自治公民館 各市町ごとに組織体系が異なる。	4町の自治公民館は、合併時に鹿児島市の 単位町内会と同一の組織として位置付け る。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務連絡委託(自治公民館長等)73人</li> <li>・業務内容 行政、公民館事務に関する連絡 各種調査、報告 各種委員会の事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務連絡委託(自治公民館長)20人</li> <li>・業務内容 全ての行政事務を、その都度、文書・回覧 等で依頼。</li> </ul>	吉田町、桜島町、松元町、郡山町のみ。 各町で業務内容、業務量、報酬が異なる。	合併する年度から起算して3年度を経過し た年度までに廃止するものとし、廃止まで の間の運営方法については段階的調整を行 うものとする。 合併する年度は現行どおりとする。  (調整内容) 報酬等の額については、 ・合併する年度の翌年度は、合併前の4町 の報酬等の額の3/4の金額とする。 ・合併する年度の翌々年度は、合併前の4 町の報酬等の額の2/4の金額とする。 ・合併する年度から起算して3年度を経過 した年度は、合併前の4町の報酬等の1/4の 金額とする。
地域公民館活動振興補助金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付先：地域公民館 1 2 館</li> <li>・補助額：基本割+戸数割</li> </ul>	公民館連絡協議会補助事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付先：公民館連絡協議会</li> <li>・補助額：9 0 0 , 0 0 0 円</li> </ul> 地区公民館活動事業補助事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付先：地区公民館 5 館</li> <li>・補助額：6 3 , 0 0 0 円</li> </ul>	桜島町、松元町、郡山町のみ。	合併する年度から起算して3年度を経過し た年度までに廃止するものとし、廃止まで の間の補助金の額については段階的調整を 行うものとする。 合併する年度は現行どおりとする。  (調整内容) 補助金の額については、 ・合併する年度の翌年度は、合併前の4町 の補助金の額の3/4の金額とする。 ・合併する年度の翌々年度は、合併前の4 町の補助金の額の2/4の金額とする。 ・合併する年度から起算して3年度を経過 した年度は、合併前の4町の補助金の額の 1/4の金額とする。

## (37) コミュニティ関係事業

市民専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
4 町内会広報活動推進事業	町内会広報活動推進事業 ・対象事業：印刷機器・拡声器・パソコンの購入、掲示板の設置 ・補助率：1/3 ・限度額：1団体通算15万円 補助終了後、10年経過したら再度10万円を限度に補助	該当なし。	各地域公民館放送施設設置費補助金 ・対象事業：放送施設の購入及び修繕費 ・補助率：1/2 ・限度額：設定無し
5 いきいき地域社会づくり事業	いきいき地域社会づくり事業 ・対象事業：町内会が実施するふるさとづくり活動や、まちづくり文化学習活動 ・補助率：1/3 ・限度額：6万円 平成17年度までの限定事業	該当なし。	該当なし。
6 町内会集会所建築等補助事業	町内会集会所建築等補助事業 ・対象事業：集会所の新築、取得、増改築（事業費100万円以上） ・補助率：1/2 ・限度額：新築・取得 500万円 増改築 300万円 建替えは改築扱い	自治公民館整備補助事業 ・対象事業：自治公民館の新築、増築補修等（事業費30万円以上） ・補助率：1/2 ・限度額：100万円	該当なし。
7 コミュニティづくりの推進事業	町内会活動の手引書作成 コミュニティ研修会の開催 コミュニティ交流会の開催 コミュニティ活動推進講座の開催	自治公民館長研修会の開催	自治公民館長・婦人会長研修の開催
8 集会所(自治公民館)用地の貸付	有償 61ヶ所 無償 8ヶ所  有償貸付料は固定資産評価額を基に算定	無償 3ヶ所	該当なし。

(様式2) その2

(37) コミュニティ関係事業

市民専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	自治公民館掲示板設置補助金 ・対象事業：自治公民館からの要望により、年4基程度を補助 ・限度額：5万円	鹿児島市、桜島町、郡山町に類似制度があるが、対象経費、補助率、限度額等が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
地域公民館夢ひろく事業補助金 ・対象事業：住み良い地域づくりの推進に関する事業等 ・補助率：全額、1/2 ・限度額：30万円 平成16年度までの限定事業	地域活性化事業助成金(生涯学習活動) ・対象事業：伝統行事、各種研修会、青少年の育成、文化芸能の振興保存等 ・補助額：7万円+傾斜配分 傾斜配分は特に他のモデルとなるような活動を行った場合に交付	鹿児島市、松元町、郡山町に類似制度があるが、対象経費、補助率、限度額等が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
地域・自治公民館建設補助金(建設) ・対象事業：公民館建設に要する経費(用地費・補償費を除く) ・補助率：他の補助事業を受けている場合は30%、いない場合は40% ・限度額：2,000万円(100戸以上) 1,000万円(100戸未満)	自治公民館活動補助金(公民館建築) ・対象事業：新築及び増改築(10万円を超える事業) ・補助率： 本館：基準面積×基準単価の50% 分館：基準面積×基準単価の30% ・限度額：設定なし	鹿児島市、吉田町、松元町、郡山町に類似制度があるが、対象経費、補助率、限度額等が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
地域・自治公民館長研修会 地区公民館セミナー 地域・自治公民館長等県外研修 松元町公民館運営研究大会	毎月研修会の開催(年1回県外研修を実施)	各市町ごとに事業内容等が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
有償 4ヶ所 無償 6ヶ所(平田集会所を含む)  有償貸付料は固定資産評価額を基に算定  平田集会所の建物は合併時までに自治組織へ譲与予定	該当なし。	鹿児島市、吉田町、松元町のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。ただし、貸付料については、合併時までに調整するものとする。 合併する年度は現行どおりとする。

## **(38) 住民サービス窓口業務の取扱いについて**

(様式1)

# 事務事業現況調査総括表

## (38) 住民サービス窓口業務

市民専門部会

番号	事務事業名	鹿	児	吉	田	桜	島	松	元	郡	山	区分	経過
1	住民票、印鑑証明書の様式											B	
2	自動車臨時運行許可事務					x						B	
3	ファクシミリによる証明交付事務	x	x					x	x			A	
4	自動交付機の設置	x				x		x	x			A	
5	日雇健康保険事務			x						x		C	
6	出生時のお祝い		x	x		x		x	x			B	
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													

番号	事務事業名	鹿	児	吉	田	桜	島	松	元	郡	山	区分	経過
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
31													
32													
33													
34													
35													
36													
37													
38													
39													
40													

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

## (38) 住民サービス窓口業務

市民専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
1 住民票、印鑑証明書の様式	住民票はB5サイズで個人票 印鑑証明はA5サイズ	住民票はA4サイズで個人票(自動交付機を含む) 印鑑証明はA4サイズ	住民票はA4サイズで個人票 印鑑証明はA4サイズ
2 自動車臨時運行許可事務	本庁及び谷山、伊敷、吉野支所で行っている。 (東桜島支所は除く。)	行っている。	該当なし。
3 ファクシミリによる証明交付事務	該当なし。	該当なし。	1箇所設置 場所は袴腰フェリーターミナル 交付種類は住民票、印鑑証明、納税証明(軽自動車) 取扱時間は平日の8時30分から17時まで
4 自動交付機の設置	該当なし。	1箇所設置 場所は役場から約7キロの団地内 交付種類は住民票、印鑑証明、所得額証明、課税額証明、納税証明 取扱時間は平日の9時から16時まで	該当なし。
5 日雇健康保険事務	健康保険法第203条の規定に基づき谷山支所管内の地域が、社会保険庁長官の指定を受け事務の一部をしている。 *昭和33年度に谷山市で指定を受け、昭和42年の鹿児島市との合併後も引続き事務をしている。	該当なし。	昭和38年度より事務を取扱っている。

(様式2) その2

(38) 住民サービス窓口業務

市民専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
住民票はA5サイズで個人票 印鑑証明はA5サイズ	住民票はB5サイズで個人票 印鑑証明はB5サイズ	住民票はサイズ、様式が又、印鑑証明はサイズが異なっている。	合併時に住民票はA4・個人票に、印鑑証明はA5の様式に統合する。
行っている。	行っている。	鹿児島市、吉田町、松元町及び郡山町の み。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ。	現行どおりとする。ただし、具体的な実施方法については、合併時までに調整するものとする。
該当なし。	該当なし。	吉田町のみ。	現行どおりとする。ただし、税証明の種類等については、合併時までに調整するものとする。
昭和39年度より事務を取扱っている。	該当なし。	鹿児島市、桜島町及び松元町のみ。	合併時に廃止する。



(38) 住民サービス窓口業務

市民専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
6 出生時のお祝い	出生届が提出された時に、誕生アルバムを進呈	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(38) 住民サービス窓口業務

市民専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。

## **(41) 電算システム事業の取扱いについて**

(様式1)

## 事務事業現況調査総括表

## (41) 電算システム事業

番号	部会	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
1	企画	基幹系業務システム						B	
2	企画	住民基本台帳ネットワークシステム						B	
3	企画	ホームページの運用管理						B	
4	企画	文書管理システム		x	x		x	B	
5	企画	庁内LAN						B	
6	企画	公衆端末		x	x		x	A	
7	企画	IT普及助成事業	x	x		x	x	C	
8	市民	戸籍事務システム		x	x	x	x	B	
9	市民	外国人登録事務システム		x	x	x	x	B	
10	健福	介護保険電算システム						B	
11	健福	福祉総合情報システム開発事業						B	
12	経済	農地基本台帳の電算システム			x	x		B	
13	消防	支援情報システム		x		x	x	B	
14	消防	防災情報システム		x	x	x	x	B	
15	水道	水道料金システム						B	
16	水道	財務会計システム(上水道事業・簡易水道事業関係)			x			B	
17	教育	生涯学習情報システム(愛称:キュートピアネット)		x	x	x	x	B	
18	教育	インターネット活用推進事業						B	
19	教育	教育用テレビ会議ネットワーク活用推進事業		x	x		x	B	
20	教育	普通教室コンピュータ整備事業				x		B	

## 企画・市民・健康福祉・経済・消防・水道・教育専門部会

番号	部会	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
21	教育	校内LAN整備事業						B	
22	教育	教育用コンピュータ活用推進事業						B	
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合はx印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

(41) 電算システム事業

企画専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
1 基幹系業務システム (住民情報システム) (財務情報システム)	1 システム構成 ハードウェア：日本IBM ソフトウェア：独自開発  2 電算処理業務 住民記録 印鑑証明 住民記録活用 選挙 年金 健康管理 国民健康保険 住宅管理 浄化槽管理 畜犬管理 就学援助 資源ごみ 計量検査 市民税 資産税 軽自動車税 法人市民税 納税収納 児童手当 乳幼児医療 母子寡婦福祉資金 高齢者保健福祉 高齢者医療 児童扶養手当 母子医療 障害者福祉 生活保護 保育  財務会計 財産管理 物品管理 契約 給与 資金管理 職員健康管理 起債管理 災害援護資金	1 システム構成 ハードウェア：日立 ソフトウェア：鹿児島県町村会 (北海道町村会系)  2 電算処理業務 住民記録 印鑑証明 住民記録活用 選挙 年金 健康管理 国民健康保険 畜犬管理 町民税 資産税 軽自動車税 納税収納 児童手当 高齢者医療 障害者福祉 保育 財務会計(簡易水道事業を含む) 給与 資金管理 起債管理	1 システム構成 ハードウェア：吉田町に同じ。 ソフトウェア：吉田町に同じ。  2 電算処理業務 住民記録 印鑑証明 住民記録活用 選挙 年金 健康管理 国民健康保険 畜犬管理 町民税 資産税 軽自動車税 納税収納 児童手当 財務会計 給与 資金管理 起債管理

(様式2) その2

(41) 電算システム事業

企画専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
<p>1 システム構成 ハードウェア：吉田町に同じ。 ソフトウェア：鹿児島県町村会 (京都市府町村会系)</p> <p>2 電算処理業務 住民記録 印鑑証明 住民記録活用 選挙 年金 健康管理 国民健康保険 住宅管理 畜犬管理 町民税 資産税 軽自動車税 納税収納 児童手当 高齢者医療 母子医療 保育 財務会計(簡易水道事業を含む) 物品管理 給与 起債管理</p>	<p>1 システム構成 ハードウェア：三菱電機 ソフトウェア：三菱電機</p> <p>2 電算処理業務 住民記録 印鑑証明 住民記録活用 選挙 年金 健康管理 国民健康保険 住宅管理 畜犬管理 町民税 資産税 軽自動車税 納税収納 児童手当 高齢者保健福祉 高齢者医療 障害者福祉 保育 財務会計(簡易水道事業を含む) 給与 起債管理</p>	<p>吉田町、桜島町及び松元町と鹿児島市と郡山町とは、ハードウェアが異なる。 吉田町及び桜島町と鹿児島市と松元町と郡山町とは、ソフトウェアが異なる。 鹿児島市、吉田町、桜島町、松元町及び郡山町は、それぞれ電算処理業務が異なる。</p>	<p>合併時に鹿児島市のシステムに統合する。ただし、合併する年度に係る税の賦課収納等については、各市町の現行のシステムで運用し、合併する年度の翌年度までに統合する。</p>

## (41) 電算システム事業

企画専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
2 住民基本台帳ネットワークシステム	1 システム構成 ハードウェア：日本IBM ソフトウェア：全国共通仕様 2 電算処理業務 住民票の写しの広域交付 転入転出の特例処理 本人確認情報の提供	1 システム構成 ハードウェア：NEC ソフトウェア：鹿児島市に同じ。 2 電算処理業務 鹿児島市に同じ。	1 システム構成 ハードウェア：吉田町に同じ。 ソフトウェア：鹿児島市に同じ。 2 電算処理業務 鹿児島市に同じ。
3 ホームページの運用管理	1 開設時期 平成11年3月 2 運用形態 直営 3 作成ソフト ロータスノート	1 開設時期 平成12年3月 2 運用形態 レンタル 3 作成ソフト ホームページビルダー	1 開設時期 平成11年12月 2 運用形態 吉田町に同じ。 3 作成ソフト DREAMWEAVER4
4 文書管理システム	1 システム構成 ハードウェア：NEC ソフトウェア：NEC統合文書管理システム 2 電算処理業務 文書の起案、決裁、供覧、保管等の処理のシステム化 3 その他 平成16年度稼働予定	該当なし。	該当なし。
5 庁内LAN	1 ハードウェア パソコン 2,092台 プリンタ 172台 サーバ WindowsNT 2 ソフトウェア ロータスノート (グループウェア)	1 ハードウェア パソコン 117台 プリンタ 7台 サーバ WindowsNT 2 ソフトウェア 富士通マイウェブ (グループウェア)	1 ハードウェア パソコン 12台 プリンタ 3台 サーバ Windows2000 2 ソフトウェア 鹿児島市に同じ。 (グループウェア)

(様式2) その2

(41) 電算システム事業

企画専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
1 システム構成 ハードウェア：吉田町に同じ。 ソフトウェア：鹿児島市に同じ。 2 電算処理業務 鹿児島市に同じ。	1 システム構成 ハードウェア：三菱電機 ソフトウェア：鹿児島市に同じ。 2 電算処理業務 鹿児島市に同じ。	吉田町、桜島町及び松元町と鹿児島市と郡山町とは、ハードウェアが異なる。	合併時に鹿児島市のシステムに統合する。
1 開設時期 平成14年1月 2 運用形態 鹿児島市に同じ。 3 作成ソフト 吉田町に同じ。	1 開設時期 平成10年12月 2 運用形態 鹿児島市に同じ。 3 作成ソフト フロントページ	鹿児島市、松元町及び郡山町と吉田町及び桜島町とは、運用形態が異なる。 吉田町及び松元町と鹿児島市と桜島町と郡山町とは、作成ソフトが異なる。	合併時に鹿児島市のホームページに統合する。
1 システム構成 ハードウェア：NEC ソフトウェア：鹿児島ゼロックスファイル維新館 2 電算処理業務 文書の收受・発送の管理、文書番号取得、フォルダー目録管理をパソコン上で処理するシステム 3 その他 平成13年度から稼働	該当なし。	導入（構築中を含む）は鹿児島市及び松元町のみ。 鹿児島市と松元町とは、システム構成及び電算処理業務が異なる。	合併時に鹿児島市のシステムにより運用する。
1 ハードウェア パソコン 100台 プリンタ 17台 サーバ Windows2000 2 ソフトウェア Microsoft Exchange （グループウェア）	1 ハードウェア パソコン 90台 プリンタ 22台 サーバ Windows2000 2 ソフトウェア 富士通IPKOFFICE （グループウェア）	鹿児島市及び桜島町と吉田町と松元町と郡山町とは、グループウェアソフトが異なる。	合併時に鹿児島市のLANに統合する。



## (41) 電算システム事業

企画専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
6 公衆端末	1 設置時期：平成11年7月以降 2 機能概要：インターネット閲覧 3 設置台数：20台 (タッチパネル式)	該当なし。	該当なし。
7 IT普及助成事業	該当なし。	該当なし。	(パソコン等購入補助金制度) 平成14年度から 1 対 象：町民で各世帯1台 2 補助額：購入金額の1/4 上限は5万円 3 平成14年度決算額 2,482千円 平成15年度予算額 2,500千円

(様式2) その2

(41) 電算システム事業

企画専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
1 設置時期：平成13年6月 2 機能概要：インターネット閲覧 3 設置台数：8台 (タッチパネル式)	該当なし。	鹿児島市及び松元町のみ。	現行どおりとし、合併後に利用状況等を総合的に勘案し必要な整備を行う。
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ。	合併時に廃止する。

## (41) 電算システム事業

市民専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
8 戸籍事務システム	1 システム構成 ハードウェア：NEC ソフトウェア：富士ゼロックスシステムサービス 2 電算処理業務 現在戸籍、戸籍附票、除籍、改製原戸籍、改製原除附票	該当なし。	該当なし。
9 外国人登録事務システム	1 システム構成 ハードウェア：NEC ソフトウェア：富士ゼロックスシステムサービス 2 電算処理業務 個人・世帯検索・異動処理番号台帳管理 印鑑登録処理	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(41) 電算システム事業

市民専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。 吉田町、桜島町、松元町及び郡山町は戸籍用 タイプライターによる手処理。	合併時に鹿児島市のシステムにより運用す る。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。 吉田町、桜島町、松元町及び郡山町は手書き 処理。	合併時に鹿児島市のシステムにより運用す る。

## (41) 電算システム事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
10 介護保険電算システム	1 システム構成 ハードウェア：日本IBM ソフトウェア：日本IBM 2 電算処理業務 資格取得及び喪失 保険料賦課及び収納 受給者及び給付実績管理 要介護認定	1 システム構成 ハードウェア：日立 ソフトウェア：町村会 2 電算処理業務 鹿児島市に同じ。	1 システム構成 ハードウェア：吉田町に同じ。 ソフトウェア：吉田町に同じ。 2 電算処理業務 鹿児島市に同じ。
11 福祉総合情報システム開発事業	(1) 開発スケジュール 15年6月～16年9月 開発 16年10月～ 稼働 (2) 開発システム(第一次開発) 共通管理システム 窓口支援システム 生活保護システム 保育等システム 支援費等システム 開発は独自サーバー方式によるものであり、 開発と4町からの情報移行作業は併行作業となる。	県への進達事務は県福祉事務所のシステム。 町実施の事務事業のうち 支援費制度は民間業者のシステム、保育所入 所、児童手当及び障害者手帳管理は町村会のシ ステム、 その他は手処理。	県への進達事務は県福祉事務所のシステム。 町実施の事務事業のうち 児童手当は町村会のシステム、 その他支援費制度、保育所入所等は手処理。

(様式2) その2

(41) 電算システム事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
1 システム構成 ハードウェア：三菱電機 ソフトウェア：三菱電機 2 電算処理業務 鹿児島市に同じ。	1 システム構成 ハードウェア：松元町に同じ。 ソフトウェア：松元町に同じ。 2 電算処理業務 鹿児島市に同じ。	吉田町及び桜島町と鹿児島市と松元町・郡山町（日置広域連合）とは、ハードウェア及びソフトウェアが異なる。	合併時に鹿児島市のシステムに統合する。ただし、合併前に係る保険料の賦課事務等については、各市町の現行のシステムで運用し、合併する年度の翌年度に統合する。
県への進達事務は県福祉事務所のシステム。 町実施の事務事業のうち 保育所入所、児童手当は町村会のシステム、 支援費制度は民間業者のシステム、 その他は手処理。	県への進達事務は県福祉事務所のシステム。 町実施の事務事業のうち 保育所入所、児童手当及び支援費制度は民間業者のシステム、 その他は手処理。	4町の福祉情報については、県への進達事務関係は県福祉事務所で、その他の事務事業は各町で管理している。	合併時に鹿児島市のシステムに統合する。

## (41) 電算システム事業

経済専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
12 農地基本台帳の電算システム	1 システム構成 ハードウェア：富士通 ソフトウェア：ソリマチ  2 台帳登載筆数   29,376筆  3 台帳登載面積   1,975ha	1 システム構成 ハードウェア：NEC ソフトウェア：南日本マイコンコンピュータ  2 台帳登載筆数   10,539筆  3 台帳登載面積   694ha	該当なし。 (紙台帳)  2 台帳登載筆数   7,330筆  3 台帳登載面積   622ha

(様式2) その2

(41) 電算システム事業

経済専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。 (紙台帳)	1 システム構成 ハードウェア：富士通 ソフトウェア：三菱電機	鹿児島市、吉田町及び郡山町は、それぞれシステムが異なる。	合併する年度に新たにシステムを開発し、合併する年度の翌年度から運用する。
2 台帳登載筆数 8,793筆	2 台帳登載筆数 9,633筆		
3 台帳登載面積 742ha	3 台帳登載面積 608ha		



## (41) 電算システム事業

消防専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
13 支援情報システム	コンピュータによる消防局WANを構築し、消防情報の一元化及び業務の効率化を図るもの。 サーバ：1台 ソフトウェア：NECネホープ ソフト使用端末：105台	該当なし。	鹿児島市に同じ。 (鹿児島市に消防業務を委託している。)
14 防災情報システム	市役所WANを利用して災害情報を市役所全体で共有し、災害対策の一元化を図り、災害対応を迅速、効率化するもの。 サーバ：4台 ソフトウェア：独自開発 ソフト使用端末：市役所WAN上の全パソコン	該当なし。	該当なし。 (消防業務委託により、桜島町の消防拠点である桜島町分遣隊では使用可能な状態にある。)

(様式2) その2

(41) 電算システム事業

消防専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ。	合併時に鹿児島市のシステムにより運用する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	合併時に鹿児島市のシステムにより運用する。

## (41) 電算システム事業

水道専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
15 水道料金システム	1 システム構成 ハードウェア：富士通 ソフトウェア：独自開発  2 電算処理業務 水道料金に係る検針、調定、収納等業務	1 システム構成 ハードウェア：日立 ソフトウェア：日立情報システムズ  2 電算処理業務 鹿児島市に同じ。	1 システム構成 基幹系業務システムに同じ。  2 電算処理業務 鹿児島市に同じ。
16 財務会計システム (上水道事業・簡易水道事業 関係)	1 システム構成 ハードウェア：富士通 ソフトウェア：独自開発  2 電算処理業務 財務処理に係る予算執行、決算処理等 業務(公営企業会計)	1 システム構成 基幹系業務システムに同じ。  2 電算処理業務 財務処理に係る予算執行、決算処理等 業務(官公庁会計)	該当なし。 (手書き伝票処理、公営企業会計)

(様式2) その2

(41) 電算システム事業

水道専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
1 システム構成 基幹系業務システムに同じ。  2 電算処理業務 鹿児島市に同じ。	1 システム構成 基幹系業務システムに同じ。  2 電算処理業務 鹿児島市に同じ。	鹿児島市、吉田町、桜島町、松元町及び郡山町は、それぞれシステムが異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市のシステムに統合する。 合併する年度は現行どおり各市町のシステムで運用する。
1 システム構成 基幹系業務システムに同じ。  2 電算処理業務 財務処理に係る予算執行、決算処理等業務（官公庁会計）	1 システム構成 基幹系業務システムに同じ。  2 電算処理業務 財務処理に係る予算執行、決算処理等業務（官公庁会計）	鹿児島市、吉田町、松元町及び郡山町は、それぞれシステムが異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市のシステムに統合する。 合併する年度は吉田町、松元町、郡山町については市長事務部局のシステムで運用し、桜島町については現行どおり手書き伝票で処理する。

## (41) 電算システム事業

教育専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
17 生涯学習情報システム (愛称：キュートピア・ネット)	生涯学習に関する情報提供、公共施設の案内・予約受付、講座の案内・受講申込受付等をインターネット等で行う生涯学習情報システムを稼働させている。 端末設置施設数 ・生涯学習関連施設 12 ・スポーツ関連施設 6 ・公園関連施設 21	該当なし。	該当なし。
18 インターネット活用推進事業	・接続校 小58校・中32校の全て ・接続台数 小3,398台、中1,301台 ・接続先 学習情報センター ・回線種 小・中ともに光ファイバー  ・HP開設 小58校・中32校の全て ・情報提供 KEIネット	・接続校 小5校・中2校の全て ・接続台数 小67台、中65台 ・接続先 県教育センター ・回線種 小ADSL3校・ISDN2校、 中ISDN2校 ・HP開設 小5校・中2校の全て ・情報提供 なし	・接続校 小2校・中1校の全て ・接続台数 小34台、中60台 ・接続先 県教育センター ・回線種 小・中ともにISDN  ・HP開設 小0校・中1校 ・情報提供 なし
19 教育用テレビ会議ネットワーク活用推進事業	・小57校、中32校に整備 ・学校間交流、教育関連施設との交流、教職員の研修等	該当なし。	該当なし。
20 普通教室コンピュータ整備事業	・小58校、中32校(H15予定) ・小 ノート2,098台 プロジェクタ-各学校2台 プリンター-各学校6台	・小2校、中0校 ・小 ノート8台	・小0校、中1校 ・中 ノート12台 プロジェクタ-1台

(様式2) その2

(41) 電算システム事業

教育専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市のシステムにより運用する。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・接続校 小4校・中1校の全て</li> <li>・接続台数 小70台、中40台</li> <li>・接続先 県教育センター</li> <li>・回線種 小・中ともにISDN</li>   <li>・HP開設 小1校・中0校</li> <li>・情報提供 なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接続校 小3校・中1校の全て</li> <li>・接続台数 小42台、中36台</li> <li>・接続先 民間プロバイダー</li> <li>・回線種 小・中ともにISDN</li>   <li>・HP開設 小0校・中0校</li> <li>・情報提供 なし</li> </ul>	接続先や回線の種類等、整備状況が異なる。	合併時に鹿児島市のシステムに統合する。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小4校,中1校に整備</li> <li>・学校間交流,教育関連施設との交流</li> </ul>	該当なし。	整備状況が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小0校、中0校(普通教室未整備)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小0校、中0校(普通教室未整備)</li> <li>・特別教室 中35台</li> </ul>	整備状況が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。

## (41) 電算システム事業

教育専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
21 校内LAN整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小58校、中32校(H15予定)</li> <li>・整備教室数 小1,443室、中857室</li> <li>・配線数 普通教室2本 特別教室1本</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小2校、中0校</li> <li>・整備教室数 小18室、中0室</li> <li>・配線数 普通教室2本 特別教室2本</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小0校、中1校</li> <li>・整備教室数 小0室、中44室</li> <li>・配線数 普通教室1本 特別教室1本</li> </ul>
22 教育用コンピュータ活用推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小57校、中32校</li> <li>・小児童2人に1台</li> <li>・中学生1人に1台</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小5校、中2校</li> <li>・小児童2人に1台</li> <li>・中学生1.5人に1台</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小2校、中1校</li> <li>・小児童2人に1台</li> <li>・中学生1人に1台</li> </ul>

(様式2) その2

(41) 電算システム事業

教育専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小4校、中1校</li> <li>・整備教室数 小 普通教室 0室                   特別教室23室</li> <li>                  中 普通教室15室                   特別教室12室</li> <li>・配線数 普通教室各1本           特別教室各1本</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小2校、中1校</li> <li>・整備教室数 小19室、中30室</li> <li>・配線数 中 普通教室1本           小中 特別教室1本</li> </ul>	配線工事の内容等の整備状況が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小4校、中1校</li> <li>・小児童2人に1台</li> <li>・中学生1人に1台</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小3校、中1校</li> <li>・小児童1.4人に1台</li> <li>・中学生1人に1台</li> </ul>	配備基準が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。